

上野原市における次世代育成支援対策推進法に基づく

第二次特定事業主行動計画

平成28年3月

山梨県上野原市役所

上野原市長

上野原市議会議長

上野原市教育委員会

上野原市選挙管理委員会

上野原市代表監査委員

上野原市農業委員会

上野原市消防長

我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に成立しました。この法律では、地方公共団体は「特定事業主」として、職員の子どもたちの健やかな育成を図るための計画(特定事業主行動計画)を策定することとされています。

上野原市としても一事業者としての立場から、職場及び家庭での子育てについての理解を深め、職員のニーズに即した「上野原市特定事業主行動計画」を策定し平成17年4月から平成27年3月までの10年間を計画期間として実施してきました。今般、「次世代育成支援対策推進法」の期限が平成37年3月31日まで延長されたことに伴い、「上野原市における次世代育成支援対策推進法に基づく第二次特定事業主行動計画」として見直しを行いました。

I. 計画期間

本計画の期間は、平成33年3月31日までの5年間とする。

II. 具体的な内容

1. 職員の勤務環境の整備に関する事項

仕事と家庭の両立を支援するため、家庭よりも仕事優先、育児は女性がするものという考え方の意識改革、父親の積極的な育児参加の奨励、休業・休暇を取得しやすい環境づくり等の実現に向けて以下の取組を勧めます。

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するために次の取組を行い職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。

- ・既存各種制度(特別休暇制度等)について周知を図ります。
- ・妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、職場の応援体制や業務分担の見直しを図ります。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、次の取組を行い、休暇制度等の積極的な活用を促進します。

- ・子どもが誕生時における父親の特別休暇及びこれにあわせた年次休暇の取得促進について周知を図ります。
- ・男性職員が休暇を取得しやすいよう、職場の中での応援体制づくりを図ります。

【目標】

平成32年度までに、妻が出産する場合の男性職員の特別休暇取得率
……100%

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業等に対する職員一人一人の意識改革を進めるため、次の取組を行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

- ・育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図ります。
- ・育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成するため、育児休業取得の申出があった場合、所属において業務分担の見直しを行います。
- ・育児休業取得に伴い、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。
- ・育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。

【目標】

平成32年度までに、男性職員の育児休業の取得率

……5%以上(平成27年度まで実績なし)

女性職員は希望者100%を継続

(4) 超過勤務の縮減

育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限措置を周知し、その活用を促すとともに、より一層の超過勤務の縮減に向け、次の取組を勧めます。

- ・小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務制限の制度について周知徹底を図ります。
- ・定時退庁日(ノー残業デー)の継続し、周知徹底を図るとともに、管理職は率先して定時退庁を実施します。
- ・新たに事業等を実施する場合は、既存業務について合理化等の見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進します。
- ・超過勤務縮減を管理職のコスト意識や事務効率化に向けた取組の一つとしてとらえ、マネジメント能力などの観点から人事評価を行います。

(5) 休暇の取得の促進

年次休暇の取得促進のため、職員が年次休暇を取得しやすい環境を醸成するため、次の取組を勧めます。

- ・子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等、配偶者の妊婦健診、乳幼児健診の実施日における年次休暇の取得促進を図ります。
- ・ゴールデンウィーク期間や夏季休暇と併せた年次休暇の取得促進、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図ります。
- ・管理職員は、所属職員の年次休暇の取得日数を把握し、取得日数の少ない職員に

は取得を促すなど、計画的な年次休暇の取得を推進します。

- ・子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図ります。
- ・急な休暇に対応できるよう、応援体制づくりに努め、所属全体での支援を勧めます。

【目標】

平成32年の年次有給休暇取得日数…平均10日

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。

- ・子ども、子育てに関する活動等の地域貢献活動に対する、職員の積極的な参加を支援します。
- ・子どもが参加する地域の活動に施設や用地の提供、物品の貸し出しを行います。
- ・子どもが参加する学習会等の行事において、要請に応じて職員が知識や特技を活かした指導を実施します。

(2) 安心して子どもを育てられる環境の整備

子供を安全に安心して育てることができるような環境の整備に積極的に職員が参加できるよう支援します。

- ・交通事故予防について呼びかけを実施します。
- ・地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援します。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

子どもたちの社会科権限としての庁舎訪問を歓迎し、小中学生の理解の増進に協力します。

- ・子どもを対象とした職場見学ツアーの実施を検討します。
- ・職場のレクリエーション活動の実施にあたっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにします。